

人事・労務情報

2012年6月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
TEL 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

7/1 から育児介護休業法の改正が全面的に適用されます。

「育児しやすい社会を目指す」という国の方針のもと、育児介護休業法が 2010 年に改正され、来月には、100 人以下の企業に適用が猶予されていた 3 点も全面的に適用となります。↓詳細はこちら

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h23_9.pdf#search=

1 7月1日から、100 人以下の企業にも次の 3 点が全面的に適用となります。

①短時間勤務制度

3 歳未満の子を養育する従業員が希望すれば、1 日 6 時間の短時間勤務をさせる。

②所定外労働の制限

3 歳未満の子を養育する従業員が希望すれば、所定労働時間を超えて労働させない。

③介護休暇

要介護状態の家族が 1 人で年に 5 日、2 人以上いると年に 10 日の休暇を与える。

2 すでに 2010 年から改正されている点（この機会に再確認ください。）

①パパママ育休プラス

父母がともに育児休業を取得する場合は、1 歳 2 ヶ月まで延長される。

②看護休暇

小学校就学前の子の、通院や世話のために取得できる。（子が 1 人の場合は年 5 日だったところ、2 人以上いる場合は 10 日に拡充されました。）

③専業主婦（夫）の夫（妻）を労使協定で適用除外にできない。

労使協定を締結すれば、専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできたが、その規定を廃止した。（希望する男性社員には、育児休業を取得させなければならない。）

3 育児しやすい会社にするために、活用できる助成金

①厚生労働省の両立支援助成金 ②東京都中小企業両立支援推進助成金
がありますが、紙面の関係で、それぞれ、来月号でお伝えいたします。

4. さいごに ～ 私自身の「ワークライフバランス」について

私は、2 人の男児の育児と家事もしておりますが、仕事との両立はなかなか大変で、日本がいわゆる「ワークライフバランス」を実現するには、国・企業・家庭・個人それぞれのレベルで、解決すべき問題がたくさんあると感じています。

「育児しやすい会社を創る」とお考えの企業様は、是非、私までお声掛けください。

以上

